

市民活動・ボランティア団体の皆さんへ！

あったかな まちづくり活動支援事業 募集要領



令和8年度の事業を募集

【募集期間】 5月1日（金）～5月29日（金）

※令和8年7月中旬～令和9年1月末までに実施する事業が対象です

1. 制度の目的

四国中央市では、市民の皆さんによるまちづくり活動等を応援する事業を平成17年度から実施しています。

この事業は、市民の皆さんによる公益的かつ自主的な魅力あるまちづくり活動に必要な経費の一部を補助することにより、市民と行政の協働によるまちづくりを進めるものです。

2. 対象となる団体

補助対象団体は、下記のいずれにも該当する団体です。

- ①市内に活動拠点を有すること
- ②3人以上で構成され、構成員の3分の2以上が四国中央市民であること
- ③国または地方公共団体が運営や事務に関与していないこと
- ④国または地方公共団体から運営に係る補助金の交付を受けていないこと
- ⑤営利を目的としていないこと

3. 対象となる事業

補助対象事業は、令和8年7月中旬から令和9年1月末までに実施し、下記のいずれにも該当する事業です。

- ①市内で行う事業であって、多くの市民にとって利益となり得るもの
- ②市民の多様なニーズを的確に捉えたもの
- ③広く情報を公開し、市民が自由に参加できるもの
- ④国、地方公共団体その他の関係機関から補助金、助成金、委託料等を受けていないもの
- ⑤宗教活動及び政治活動（選挙活動を含む）を目的としていないもの

<対象とならない事業の例>

- ・市が行う他の補助事業の対象となるもの
- ・公民館が主体的な役割を果たしているもの
- ・団体の周年記念事業、趣味やサークル等の発表会、大会などであるもの
- ・今後の継続性や発展性が見られないもの
- ・スポーツなどで成績のみを競うもの（選手権など）
- ・営利や寄付行為等を目的としたもの
- ・団体会員のスキルアップや会員獲得等を直接の目的としたもの
- ・団体の運営や運営資材の購入を目的としたもの など

4. 補助の概要

補助コース、補助率及び補助限度額等は、下記のとおりです。

補助コース	補助率	補助限度額	交付回数	募集数
みんなで取り組むあったかしこちゅ～まちづくり事業コース	1回目：7/10 2回目：6/10 3回目：5/10	40万円	3回まで	予算の 範囲内
やってみよう！まちづくり事業コース	10/5	10万円	3回まで	

(1) みんなで取り組むあったかしこちゅ～まちづくり事業コース (補助限度額 40万円)

実施事業が、市におけるまちづくりの最も基本となる計画である「第三次四国中央市総合計画」に掲げる施策の大綱6分野のいずれかに該当する事業で、市内全体に広く情報を提供し、市内全体を対象とする事業です。

<第三次四国中央市総合計画 施策の大綱6分野>

- ①環境資源を未来へ残すまちづくり
- ②活力と魅力を創るまちづくり
- ③にぎわいと定住を支えるまちづくり
- ④生涯安心して暮らせるまちづくり
- ⑤未来を拓く人を育むまちづくり
- ⑥ともに築く持続可能なまちづくり

※各項目の詳細は、12～13 ページをご覧ください。

(2) やってみよう！まちづくり事業コース (補助限度額 10万円)

活動歴が短い団体（設立から10年程度）が自由に考えるまちづくり事業を補助するもので、まちづくり活動団体の自立を目指す事業です。団体のスタートアップ支援の一つとして考えており、事業の対象エリアが公民館・コミュニティセンター区域程度の小規模な事業も対象となります。

5. 対象経費

補助対象となる経費は、当該事業の計画から実施までに必要な経費です。

ただし、市の補助金交付決定の通知日前に支出した経費については対象となりません。

費目	内容	備考
講師謝礼	外部から招く講師等への謝金	スタッフ等の活動に付随する謝金や交通費は対象外です。原則、タクシーの利用は認められません。
旅費	上記講師等に係る交通費（航空機、鉄道、バス、船等の運賃）、宿泊費（実費）など移動に付随して発生する経費	
保険料	ボランティア保険等への加入費	
印刷製本費	チラシの印刷や資料等の製本などに係る経費	
消耗品費	短期間または1度の使用によって消費される物品等に係る経費（1万円未満）	講師等へのお礼の花束代は、謝礼の二重支出とみなし、対象経費として認められません。
通信運搬費	事業の遂行に必要な物品の運送代、郵送代等	実績報告で宛先と使用内容がわかる資料の提出が必要です。
会場借上料	会場の借上げに係る経費	
食糧費	講師の食事代（弁当 700 円程度） 講師・団体スタッフ・ボランティア従事者の飲料に係る経費	アルコール飲料、手土産等は認められません。
備品購入費	事業に必要な1万円以上の物品で、数度の使用で消耗されない物品に係る経費	事業に必要な1万円以上10万円以下の物品で、対象経費の3割未満とします。また、個人に帰属する恐れのある物品（腕時計等）や、団体運営等に使用できる汎用性の高い物品（パソコン等）は認められません。
その他	上記以外の経費が必要となる場合は、要望書を提出する前に必ず相談してください。	

<対象とならない経費の例>

- ・団体の運営に充てられる経費（団体の通常の活動に資する経費）
- ・飲食を目的とする経費（地産地消を目的とする事業等における食材費は対象）
- ・スタッフの移動等に係る経費
- ・スタッフやボランティア等への謝礼等に係る経費
- ・備品等の修繕費
- ・他団体に対する助成、補助経費
- ・賞金や賞品のほか、資格取得経費など個人の利益となるもの

6. 応募の制限

応募は1団体につき1年度1回まで、同一事業（※類似性の高い事業も含む）の申請は1回限りです。ただし、類似事業でも、新規企画など発展性があれば申請可能とします。

また、講演会を行う場合は公共性の高い場所と適切な日時で開催し、交流会など参加者が主体的に参画できる活動も取り入れてください。なお、複数回開催する場合、同一講師・同一テーマは認めません。

7. 審査

要望事業に対する審査は、市民で構成する審査会による公開審査において、下記のとおり実施いたします。

（1）事業の提案

①プレゼンテーション

事業の目的、内容や効果等について審査委員に対してプレゼンテーションを行います。パワーポイント、写真や動画等を使ってわかりやすく簡潔に説明してください。

②質疑応答

事業に関する質疑応答を行います。審査委員からは要望書やプレゼンテーションをもとに事業に関する質問がありますので、簡潔に答えてください。

※プレゼンテーションならびに質疑応答の持ち時間は、応募数により決定しご案内します。
なお、持ち時間を超過した場合は1分につき10点を減点します。
(1分未満の端数は1分として計算)

（2）審査方法

①審査基準項目および点数

審査委員が下記5項目についてそれぞれ20点を持ち点に100点満点で審査を行います。

審査基準項目	点数	審査視点
活動の公益性	20	市民生活や地域社会等に貢献する事業であるか など
費用の妥当性	20	規模や人数等に対して、予算規模は適正であるか など
活動の創造性	20	創意工夫のある取組みであるか など
活動に対する熱意	20	事業、企画、運営に係る熱意ある取組みがあるか など
活動の発展性	20	事業の拡大・波及の見込があるか など

②採択基準および補助額

交付基準点（審査員の採点平均 70 点）を超える点数を獲得し審査委員の 3 分の 2 以上の賛成を得た団体のうち、それぞれのコースの審査結果において上位となった団体を予算の範囲内で採択します。

入場料や参加費などの事業収入（自主財源や広告料、スポンサー料、協賛金は含まない）がある場合、補助対象経費からそれらの収入を差引いた額と、補助限度額の少ない方を要望額としてください。

例 補助限度額 40 万円コースの場合

【事業収入 10 万、補助対象経費 50 万、補助率 70% の場合】

$50\text{万} - 10\text{万} = 40\text{万}$ $50\text{万} \times 0.7 = 35\text{万}$ → 要望額 35 万

【事業収入 20 万、補助対象経費 50 万、補助率 70% の場合】

$50\text{万} - 20\text{万} = 30\text{万}$ $50\text{万} \times 0.7 = 35\text{万}$ → 要望額 30 万

◆審査の結果、補助金の交付が決定された事業については、審査時に提出された事業計画に基づいて実施することが基本となります。そのため、あらかじめ承認を得ることなく計画内容から大きく逸脱した事業を実施し、事業目的や効果が著しく変更されたと認められる場合には、四国中央市補助金等交付規則第 13 条第 2 号及び第 5 号に基づき、交付決定の全部または一部を取り消し、既に交付した補助金の返還を求める場合があります。

8. 四国中央市の「後援」

補助が決定した事業は、四国中央市の「後援」が受けられる事業となります。（別途申請要）市の後援を受けたときは、事業の広報活動（チラシ、ポスター、ホームページなど）を行う際に、市の「後援」事業であること及び四国中央市あったかなまちづくり活動支援事業であることを明記してください。明記する際は、事前にまちおこし課で原稿の確認を行うようお願いいたします。

また、「後援」事業となることにより、市の施設使用料が減額される場合がありますので、使用する施設にお問い合わせください。なお、各施設で定められた規定に基づき団体において申請していただきます。

9. 四国中央市「広報」等への掲載

補助が決定した事業は四国中央市の広報紙やホームページに事業案内を掲載しやすくなります。掲載を希望する場合は、事業実施の2ヶ月前までにまちおこし課までご相談ください。ただし、紙面のスペースの都合上、掲載できない場合がありますのでご了承ください。

10. 事業実績報告及び事業報告会

事業実績報告書は、事業完了の日から1か月以内、または令和9年2月12日（金）のどちらか早い日までに提出してください。

また、本事業の事業報告会を令和9年2月に予定しています。詳細な予定が決まりしだい連絡いたしますので、都合をつけて出席してください。

事業報告会の発表は、実施事業の様子がわかるように写真や動画等を使って発表してください。



事業報告会の様子

11. 事業スケジュール

日 程	内 容
5月1日～ 5月29日	要望書等の提出
6月中旬ごろ	審査会の実施（事業のプレゼンテーション）
6月下旬までに	補助金申請書類の提出
7月中旬～令和9年1月末	事業実施（補助金交付決定通知日以降に開始）
令和9年2月12日までに	事業実績報告書類の提出 ※事業完了の日から1か月以内、または令和9年2月12日（金）のどちらか早い日までに提出
令和9年2月中	事業報告会で事業内容の発表

12. 申込み方法等

- 【申込締切】 令和8年5月29（金）17:15 必着
- 【申込場所】 四国中央市 地域振興部 まちおこし課 コミュニティ再生室
四国中央市三島宮川4丁目6番55号（庁舎棟3階）
TEL:0896-28-6014 FAX:0896-28-6057
- 【申込方法】 持参または郵送
- 【要望書等】 まちおこし課に備え付けてあるものを利用するか、市ホームページからダウンロードしてください。
- 【提出書類】
- ・あつたかなまちづくり活動支援事業補助金交付要望書
（記入例 P. 8～11 参照）
 - ・要望書チェックシート（P. 14 参照）
※別紙様式にチェック、記入（団体・代表者名）のうえ提出してください。
 - ・添付書類…企画書、チラシやポスターの案などがある場合は一緒に提出してください。用紙サイズはチラシやポスター以外はできる限り A4 で統一してください。

要望書記入例

様式（第6条関係）

日付は提出日を記入してください。

あったかなまちづくり活動支援事業補助金交付要望書

令和8年5月15日

受付番号：

四国中央市長 大西 賢治 様

申請者住所 四国中央市〇〇町〇〇〇番地
申請団体名 四国中央市の子育てを考える会
代表者氏名 会長 四国媛子
連絡先 0896-XX-XXXX

下記のとおり事業を実施したいので、四国中央市あったかなまちづくり活動支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により提出します。

記

1. 事業名 子育てを楽しむ「子育て応援倶楽部」
2. 申請コース みんなで取り組む、あったかしこちゅ～まちづくり事業（○）
やってみよう！まちづくり事業（ ）
3. 補助要望額 291,000円
4. 事業概要

事業目的	保護者のコミュニケーションスキルを上げ、親子のより良い関係を作るため、未就学児の保護者を中心とした子育て世代にコミュニケーションスキルアップ講座を実施する。
事業内容	子どもとのコミュニケーションを専門に活躍する◇◇◇◇さんを講師に迎えた講演会と、コミュニケーションのスキルアップを図るワークショップを開催する。
事業効果	子どもとのスムーズなコミュニケーションが図られることにより、子育てに係る負担が軽減されるとともに、育児に対する不安感や孤独感がなくなると期待している。また、これまでの子育てよりも、楽しいと思える機会が増大すると期待している。 施策の大綱④「生涯安心して暮らせるまちづくり」
補助事業の期間	令和8年9月15日～令和9年1月8日

準備開始から、事業を行い、支払い等が完了するまでの期間です。

「みんなで取り組む、あったかしこちゅ～まちづくり事業コース」を選んだ場合は、P2のとおり施策の大綱のどの項目に該当するのかを記載してください。

5. 事業計画

事業名	子育てを楽しむ「子育て応援倶楽部」
実施日時	1日目 令和8年12月20日 16時～18時 2日目 令和8年12月21日 9時～12時
実施場所	1日目 しこちゅ〜ホール 小ホール 2日目 しこちゅ〜ホール 会議室
参加人員	1日目 50組(約100人) 2日目 15組(約30人)
実施内容	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>「4. 事業概要」に記入した事業の内容について、詳細な計画を記載してください。</p> </div> <p>【1日目】講演会 演題 「上手な親子のコミュニケーション」 講師◆◆◆◆ 内容 子どもの自然な反応について理解しながら、日々の子どもたちとの関わりをより楽しみ、生活や仕事を輝かせる『コミュニケーション術』についての講演会を実施する。 その他 しこちゅ〜ホール小ホールにて、参加は50組を予定。講演中は託児や授乳、おむつ交換スペースを設置予定。</p> <p>【2日目】親子遊び教室 講師◆◆◆◆ 内容 お母さん、お父さんをもっと好きになる「親子遊びワークショップ」と子どもとの楽しい関わり方に関する親子遊び教室を実施する。 ワークショップを体験し子どもの世界を理解することで、子どもとのコミュニケーションや関わり方が変わり、親子関係がより親密になり子育てが楽しくなる。ワークショップの後、子育ての「なぜ?」「どうする?」に答える質問タイムを設ける。 200枚のポスターと、20,000枚のチラシでPRする。 チラシは新聞折込や市内幼稚園・保育園に配布依頼を行う。 保険には加入し、託児での事故や怪我に対応する。</p>

6. 事業収支予算書

収入（単位：円）

項 目	金 額	備 考
あったかなまちづくり 活動支援事業補助金	291,000	補助限度額もしくは補助対象経費から事業収入を引いた額の少ない方（※千円未満切り捨て）です。
講演会入場料	15,000	300円×50組
親子教室参加料	15,000	1,000円×15組
団体会計より	10,000	
計	331,000	

支出（単位：円）

項 目	合計金額 (A+B)	対象経費 (A)	対象外経費 (B)	備 考
報償費	40,000	40,000		講師謝礼@20,000円×2日分
旅費	43,000	43,000		東京-伊予三島 往復 35,540円 宿泊費 7,460円
会場使用料	20,000	20,000		小ホール 12,000円 会議室 8,000円
印刷製本費	150,000	150,000		B2ポスター 200枚 50,000円 A4チラシ 20,000枚 100,000円
保険代	10,000	10,000		2日分（@5,000円×2日分） の保険代
食糧費	15,000	5,000	10,000	講師弁当代（@700円×2日分） ボランティア等飲料代 3,600円 対象外経費：ボランティア弁当代 （@500円×10人×2日分）
消耗品費	53,000	53,000		演台花代
計	331,000	321,000	10,000	

補助限度額もしくは補助対象経費から事業収入を引いた額の少ない方（※千円未満切り捨て）が要望できる限度額となります。

※対象経費 321,000円 - 事業収入 30,000円 = 291,000円 → 要望額 291,000円

備考欄はできるだけ詳しく記載してください。また、対象外経費がある場合は、必ず内容を記載してください。ボランティアの食事は対象外経費です。P3参照。

※経費のことでご不明な点があれば、事前にご相談ください

7. 申請団体調書

団体名	四国中央市の子育てを考える会	
代表者住所 氏名 連絡先	四国中央市〇〇町〇〇〇〇番地 会長 四国媛子 TEL : 0896-XX-XXXX (事務担当者F 電話〇〇—××××)	
団体の目的	市内に楽しい子育てを広め、育児に悩む保護者に寄り添い、誰もが子育てしやすいまちを目指しています。	
団体の設立時期	2012年頃	
団体の構成人数	15人 (うち四国中央市民 10人)	
活動状況 *前年実績のある団体は前年実績、活動初年度の団体は活動予定を記入	事業内容	対象者・人数
	市内保育園にて食育の紙芝居の実施 (年4回) 親子料理教室	130人 50人
団体年間予算	150,000円	

8. 団体構成員名簿

団体の役職	氏名	四国中央市民 (対象者に○印を記入)
会長	四国 媛子	○
副会長	□□ □□	○
副会長	□□ □□	○
会計	□□ □□	○
監事	□□ □□	
	□□ □□	○
	□□ □□	○

2 施策の大綱

「四国のまんなか 人がまんなか ～支え合い 未来へつなく 魅力都市～」を実現するための施策は、協働により次の通り進めます。



「四国のまんなか」のまちとして 「まんなか力」を発揮して、まちを輝かす

（1）環境資源を未来へ残すまちづくり <自然、環境、資源・エネルギー>

豊かな自然を未来の子どもたちへ引き継いでいくため、市民一人ひとりが自然と共生していく環境づくりに取り組みます。

水をはじめとする資源・エネルギーにより紙のまちとして成長してきた本市にとっては、地球温暖化などの地球規模での問題についても、真摯に向き合い、取り組んでいく必要があります。循環型社会の構築に向けて、廃棄物の削減や資源の再利用への取組を促進するとともに、脱炭素への企業努力を後押しするなど、事業所、地域、市民が一体となり、環境負荷の少ないまちづくりを目指します。

（2）活力と魅力を創るまちづくり <産業政策>

地域産業のさらなる発展に向け、「日本一の紙のまち」である紙産業のブランド力をより一層高めていくとともに、農林水産業の第6次産業化や新規創業の促進、企業誘致、産業人材の育成などに取り組みます。

また、四国のまんなかのまちとして活力あるまちとするため、産業や文化に人が集う、自然や観光に人が集う取組を一層進めるとともに、市内外へまちの魅力を発信し、産業の発展や観光の振興を図ります。

（3）にぎわいと定住を支えるまちづくり <土地利用・都市基盤、安全>

住みよい環境で快適に暮らすことができるよう、生活に欠かせないライフラインの適切な維持に努めるとともに、地域の防災力の向上や交通安全・防犯対策の充実を図ります。

また、産業集積地である臨海部からの物流をはじめとする市内の道路整備については、混雑の解消を図るとともに、市民の移動手段である公共交通の利便性を向上させるなど、円滑な交通網の整備に取り組みます。

活力とにぎわいを創出し、利便性を高めることにより、若い人々が「ここで暮らしたい」と思える魅力的なまちの基盤づくりを進めます。



「人がまんなか」のまちとして 「一人ひとり」を大切に、人を輝かす

(4) 生涯安心して暮らせるまちづくり

<健康、福祉>

年齢や障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で、自分らしく、安心と生きがいを感じて暮らしていけるよう、ライフステージに応じた適切な保健・医療・福祉・介護等の充実を図るとともに、地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制を構築し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指します。

また、安心して妊娠から出産、子育てができる応援体制を整え、子どもを産み育てることの喜びや楽しさを実感できるまちづくりに取り組みます。

(5) 未来を拓く人を育むまちづくり

<教育、文化>

自ら未来を切り拓いていく次世代の担い手の育成に向けて、子どもたちが豊かな人間性と生きる力を育むことができるよう、学校・家庭・地域が連携、協働して市全体で子どもたちを見守り、一人ひとりを大切にする教育環境、内容の充実に取り組みます。

また、人生100年時代をより豊かに生きることができるよう、学びのための環境整備を充実させ、日々の生活に満足できる質感の高い地域社会を目指します。

歴史文化の伝承や芸術文化活動の充実を進めるとともに、スポーツ・レクリエーション活動の推進に努め、心身ともに幸せを感じる環境づくりに取り組みます。

(6) とともに築く持続可能なまちづくり

<協働、行財政>

市民の暮らしを巡る課題が多様化・複雑化する中、市民と議会、行政が補完し合い、課題解決に向けて協力していく市民協働によるまちづくりを推進するとともに、市民が主体的に活動する地域コミュニティの育成に取り組みます。

また、市民に親しまれる市役所を目指し、ICTの導入などデジタル技術を活用した業務改革を行い、市民サービスの向上を図るなど、効率的・効果的な行政運営に取り組みます。

シティプロモーション等によるUターン促進など、人口減少・少子化対策にも積極的に取り組むとともに、長期的な視点で公共施設の適正な管理・活用を図るなど、合理的で健全な財政運営を推進し、時代のニーズに答えられる持続可能なまちを目指します。

要望書を提出する前に、書類をもう一度チェック！

1. 申請する団体は次の全ての項目に該当しますか

- 市内に活動拠点を有して、営利を目的とした団体ではない。
- 3人以上で構成され、構成員の2/3以上が四国中央市民である。
- 国又は地方公共団体が運営又は事務に関与していない。
- 国又は地方公共団体から運営に係る補助金の交付を受けていない。

2. 申請しようとする事業は次の全ての項目に該当しますか

- 市内で行う事業であって、多くの市民にとって利益となり得る。
- 市民の多様なニーズを的確に捉えたものである。
- 広く情報を公開し、市民が自由に参加できる。
- 国、地方公共団体その他の関係機関から補助金、助成金、委託料等を受けていない。
- 営利を目的としていない。
- 宗教活動及び政治活動（選挙活動を含む）を目的としていない。
- 公民館や学校が主体となっている事業ではない。
- 令和8年7月中旬から令和9年1月の間に事業が完了できる。
- 実績報告書等について、事業完了の日から1ヶ月以内、または令和9年2月12日（金）のどちらか早い日までに提出することができる。

3-1. 「みんなで取り組むあったかしこちゅ〜まちづくり事業コース【補助限度額 40万円】」の場合、次の全ての項目に該当しますか

- 「第三次四国中央市総合計画」に掲げる施策の大綱6分野のいずれかに該当する事業である。
- 市内全体に広く情報提供を行い、市内全体を対象とする事業である。
- 要望額が補助限度額40万円以内である。
- 要望額が対象経費に補助率（交付回数に応じて定める）を乗じた額と、対象経費から事業収入を引いた額の少ない方である。
(40万円を超える場合は40万円と記載)。

※千円未満切り捨て

3-2. 「やってみよう！まちづくり事業コース【補助限度額 10万円】」の場合、次の全ての項目に該当しますか

- 公民館区域以上を対象とした事業である。
- 要望額が補助限度額10万円以内である。
- 要望額が対象経費の5/10と、対象経費から事業収入を引いた額の少ない方である。
(10万円を超える場合は10万円と記載)。

※千円未満切り捨て

4. 収支予算書をもう一度確認しましょう

- 合計等の計算は合っている。
- 収入合計と支出合計は一致している。
- 備考欄に収入や支出の内容、また根拠を記載している（例：参加費（単価×人数等））。
- 事業費は、今回の事業に必要な直接的な経費である。
- 対象経費に対象外経費を含めていない（例：会員やボランティアの昼食代等）。
- 要望事業に関する全ての事業費（対象経費及び対象外経費）を記載している。

◆別紙「要望書チェックシート」にチェック、記入(団体・代表者名)のうえ提出してください。

四国中央市 地域振興部 まちおこし課

〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号（庁舎棟3階）

TEL:0896-28-6014 FAX:0896-28-6057

E-mail:matidukuri@city.shikokuchuo.ehime.jp